

『外商投資商業領域管理弁法』解説(1)

第一条 対外開放を更に進め、市場流通システムの確立を完全化するために、『中華人民共和国中外合弁経営企業法』、『中華人民共和国中外合作経営企業法』、『中華人民共和国外資企業法』及び『公司法』等の法律、行政法規に基づき、本弁法を制定する。

【解説】いわゆる「外資三法」と言われるものが『中華人民共和国中外合弁経営企業法』、『中華人民共和国中外合作経営企業法』、『中華人民共和国外資企業法』であり、それぞれに更に詳しい実施細則があります。基本的に外資系企業はこの「外資三法」とその関連規定に基づいて設立され、運営規制を受けますが、「外資三法」とその関連規定に定めのない項目は『公司法』による、とされており、今回の法律も改めてそれを確認したものです。従って既存の外資系企業と全く同じ法律と関連規定が適用されるということになります。

第二条 外国会社、企業及びその他経済組織または個人(以下「外国投資者」という)は中国国内で外商投資商業企業を設立し、経営活動に従事する場合、本弁法を遵守する。

【解説】外国投資者が投資する商業企業、すなわち外商投資商業企業は、その設立ならびに経営活動について本弁法によらなければならないことが明記されています。

第三条 外商投資商業企業は以下の経営活動に従事する外商投資企業を指す。

- (一) コミッションによる販売代理：貨物の販売代理商、代理人または競売人、またはその他卸売商が契約に基づく費用を受領して他人の貨物を販売し関連付属サービスを行うこと。
- (二) 卸売り：小売商及び工業、商業、機構等の使用者またはその他卸売商の貨物を販売し関連付属サービスを行うこと。
- (三) 小売り：固定地点、またはテレビ、電話、通信販売、インターネット、自動販売機を通じて個人または団体が消費使用する貨物を販売し、関連付属サービスを行うこと。
- (四) フランチャイズ経営：報酬またはフランチャイズ経営費を取得するために、他人との契約締結を通じて、その商標、商号、経営モデル等を使用させること。

外国会社、企業及びその他経済組織または個人は、前項第(一)、(二)、(三)、(四)項で規定する経営活動に従事する場合は、中国国内に外商投資企業を設立することにより行わなければならない。

【解説】この条文は外商投資商業企業の営業範囲を規定したもので、卸売り、小売りだけでなく、コミッション販売やフランチャイズ経営も外商投資商業企業に開放することを明確にしています。また従来小売りは固定地点を有する店舗販売に限るような指導がされていましたが、本弁法では「テレビ、電話、通信販売、インターネット、自動販売機を通じて」販売することも小売業として認められることになり、本条文により、外商投資商業企業は従来に比較して大変大きく開放されたと言えます。

第四条 外商投資商業企業は中華人民共和国の法律、行政法規及び関連規章を遵守しなければならない、その正当な経営活動及び合法的權益は中国の法律の保護を受ける。

【解説】当然の一般条項で、特に大きな意味はありません。中国の全ての法律を守って外商投資商業企業を設立し、経営しなければならないということです。

第五条 国家の商務主管部門は法によって外商企業の商業領域への投資及び外商投資商業企業の経営活動の監督及び管理を実施する。

【解説】外商投資商業企業の主管部門が商務部および商務部に連なる行政機構であることを明確にしています。従って地方における外商投資商業企業の設立、経営活動の管理・監督は地方の対外経済貿易委員会、外資工作員会、或いはその関連部局などである、ということです。

第六条 外商投資商業企業の外国投資者は良好な信用と評判を有し、中国の法律、行政法規及び関連規定に違反行為がないものでなければならない。比較的強い経済実力、先進的な商業経営管理経験及び販売技術、広範な国際販売ネットワークを有する外国投資者が外商投資商業企業を設立することを奨励する。

【解説】本条文は外商投資商業企業の外国投資者の条件を規定したもので、本弁法公布前は、『外商投資商業企業試点弁法』において、「小売業に従事する共同経営商業企業の設立を申請する外国側共同経営者は、申請前3年の年平均商品販売額が20億ドル以上、申請前1年の資産額が2億ドル以上であること。卸売業に従事する共同経営商業企業の設立を申請する外国側共同経営者は、申請前3年の年平均商品卸売額が25億ドル以上、申請前1年の資産額が3億ドル以上であること。」という厳格な規定がありました。しかし、今回の新弁法では、「良好な信用と評判を有し」とはありますが、数字的な条件が一切ありませんので、基本的に過去に違反行為がなければ投資資格がある、ということになりました。

第七条 外商投資商業企業は以下の条件に符合しなければならない。

1. 最低登録資本は《公司法》の関連規定に符合すること。
2. 外商投資企業登録資本及び総投資額の関連規定に符合すること。
3. 外商投資商業企業の経営期限は一般に30年を超えず、中西部地区に設立する外商投資企業の経営期限は一般に40年を超えない。

【解説】今回条件緩和された一番大きい点がこの最低登録資本金です。従来は(旧)外商投資商業企業試点弁法により、卸売り企業は8,000万元以上(中西部地区の場合6,000万元以上)、小売り企業は5,000万元以上(中西部地区の場合3,000万元以上)となっており、この金額は外資の大規模卸売り、小売り企業を対象としたもので、小規模企業や個人などの卸売り、小売り進出は実質的にシャットアウトしていました。

新弁法では単に「公司法の関連規定(卸売り会社50万元(約700万日本円)、小売り会社30万元(約420万日本円)に符合すること」と規定されていますので、これは外国人個人でも比較的自由に卸売り店、小売店を出せる金額となっています。

登録資本と総投資額の関係は他の外資系企業と同じ基準が適用されますので、すなわち総投資額300万ドルまではその70%以上が資本金として払い込まれなければなりません。また「一般に」との注釈つきながら外資関連法には規定の無い経営期限の定めが追加されています。

第八条 外商投資商業企業が店舗を開設する場合は、以下の条件に符合しなければならない。

1. 商業企業設立申請と同時に店舗開設申請を行う場合、都市発展及び都市商業発展の関連規定に符合しなければならない。
2. 既に批准設立されている外商投資商業企業が店舗増設を申請する場合、第(1)項の要求以外に、以下の条件に符合しなければならない。
外商投資企業連合年度検査に期限通りに参加して且つ合格していること。
企業の登録資本金が全額払込み済みであること。

【解説】この条項は外商投資商業企業が新規店舗開設地を選択する場合の基準を定めたもので、都市計画の規定に適合した合法的な建築物でなければならず、違法建築あるいは撤去予定の建築物であってはならないという当然な内容を規定しています。

また既に設立された外商投資商業企業が店舗増設をする場合は、当然ながら工商統一年度検査(いわゆる年検)に合格していること、また資本金が全額払込み済みであることも条件としています。